



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 スターゼン株式会社
代表者名 代表取締役社長 横田 和彦
コード番号 8043 (東証プライム)
問合せ先 執 行 役 員
 管 理 本 部 長 石神 幸長
 (TEL 03-3471-5521)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 38,732 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,187 円
(4) 処分価額の総額	45,974,884 円
(5) 割当予定先	当社の従業員 86 名 38,732 株
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である従業員が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、発行価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度においては、対象従業員は、譲渡制限付株式を付与するために当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることになります。

1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普

通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社普通株式の処分に当たっての上記金銭債権の支給は、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

本自己株式処分は、本制度の一環として、対象従業員86名を対象として実施されるものです。

今回は、本制度の目的、各対象従業員の役位を勘案し、対象従業員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 45,974,884 円、普通株式 38,732 株を付与することといたしました。

なお、本自己株式処分にあって、当社と割当予定先である対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年12月15日（払込期日）から当社従業員（定年退職後再雇用に基づく従業員としての地位は含まない。）の地位を喪失する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、対象従業員は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

② 無償取得事由

当社は、本割当株式を引き受けた対象従業員が当社の従業員その他当社取締役会が定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、役員就任、定年、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、下記③の定めに従い譲渡制限が解除されてもなお譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社は、これを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除条件

当社は、対象従業員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員その他当社取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったこと等を条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって保有する本割当株式の全部の譲渡制限を解除する。

④ 株式の管理に関する定め

対象従業員は、大和証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座

に保管・維持するものとする。

⑤ 組織再編等における取扱い

上記①の定めに関わらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認日」という。）には、組織再編等承認日までの期間（2025年4月から組織再編等承認時の属する月までの月数）を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する（また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する）。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前営業日（2025年11月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,187 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上